

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）												
1 取組の推進に関する基本的考え方 農業が基幹産業である本県にとって、農村地域の過疎化・高齢化等の<u>進行</u>は、農産物等の生産を通じた経済活動の低下に直結する課題である。 (中略) 2 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア (略) イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 (イ) 地域資源の基礎的保全活動 保全活動の全ての活動項目を<u>毎年度</u>実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。 (中略) 3 資源向上支払交付金（地域資源の資質向上を図る共同活動）に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア、イ (略) ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 (イ) 施設の軽微な補修等 <table><tr><th>区分</th><th>活動内容の追加</th></tr><tr><td>活動区分</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活 動</td><td>30 農用地の軽微な補修等</td></tr><tr><td>活動内容</td><td>☐きめ細やかな雑草対策 ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制の</td></tr></table>	区分	活動内容の追加	活動区分	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	活 動	30 農用地の軽微な補修等	活動内容	☐ きめ細やかな雑草対策 ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制の	1 取組の推進に関する基本的考え方 農業が基幹産業である本県にとって、農村地域の過疎化・高齢化等の<u>進展</u>は、農産物等の生産を通じた経済活動の低下に直結する課題である (中略) 2 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア (略) イ 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 (イ) 地域資源の基礎的保全活動 保全活動の全ての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は除外する。 (中略) 3 資源向上支払交付金（地域資源の資質向上を図る共同活動）に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ア、イ (略) ウ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等 (イ) 施設の軽微な補修等 (追加)	文言の修正 文言の追加 国からの情報提供があり、今回追加
区分	活動内容の追加													
活動区分	実践活動													
対象施設等	農用地													
活動項目	農用地													
活 動	30 農用地の軽微な補修等													
活動内容	☐ きめ細やかな雑草対策 ・畦畔又は農用地法面の形状確保や雑草繁茂・病虫害発生の抑制の													

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案		現行	備考欄（国実施要綱等）
	ために、「カバープランツ又はハーブの植栽・管理」，「抑草ネット等の設置」，「牛，山羊，羊等の動物（畜産放牧のものを除く）を活用した除草」又は，「薬剤による地上部の除草」を行うこと。 なお，植栽等にあたっては，必要に応じて有識者の指導・助言を得るなど，地域の生態系への影響に留意することとし，抑草ネット等については，機能診断結果に基づき，必要に応じた適正な管理を行うこと。		
	活動要件	—	
(2) 交付単価		(2) 交付単価	
ア 基本的考え方		ア 基本的考え方	
(7) 略		(7) 略	
(イ) 「加算単価」		(イ) 「加算単価」	文言の追加
- 下記イの(イ)，(ロ)，(ハ)及び(ニ)に示した「加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）」，「加算単価2（水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援）」，「加算単価3（環境負荷低減の取組への支援）」及び「加算単価4（広域活動組織の設立及び活動支援班の設置）」とする。 - 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が，事業計画に定める活動期間中に，農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選定し，1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が，事業計画に定めた活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし，広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に，当該活動期間中に限り加算できる交付単価は，次に掲げる加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）に定めるとおりとする。		- 下記イの(イ)及び(ロ)に示した「加算単価1」及び「加算単価2」とする。 - 多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいる対象組織が，事業計画に定める活動期間中に，農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目から新たに活動項目を選定し，1活動項目以上追加する場合又は新たに設立する対象組織及び多面的機能の増進を図る活動に取り組んでいない対象組織が，事業計画に定めた活動期間中に農村振興局長が別に定める多面的機能の増進を図る活動の活動項目（ただし，広報活動・農村関係人口の拡大を除く。）から2活動項目以上選択して取り組む場合に，当該活動期間中に限り加算できる交付単価は，次に掲げる加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）に定めるとおりとする。	【国実施要綱】 「農村関係人口」を「農村関係人口」に変更（以下同様に変更）
(中略)		(中略)	

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）
・ <u>事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次に掲げる加算単価3（環境負荷低減の取組への支援）に定めるとおりとする。</u> <u>活動を5年間以上実施した農用地については、加算単価3に掲げる交付単価の7.5割とする。</u> <u>(a) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組</u> <u>(b) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組</u> <u>(c) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組</u> <u>(d) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組</u> <u>(e) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組</u> <u>ただし、加算対象面積は、当該活動を行う実施する各集落の対象農用地のうち畦畔及び法面面積を含まない本地面積とする。</u> ・ <u>本方針5に定める広域活動組織を設立し、当該広域活動組織に複数の集落をまたいで共同活動を行う班（以下「活動支援班」という。）を設置する場合に交付できる交付単価は、次に掲げる加算単価4（広域活動組織の設立及び活動支援班の設置）に定めるとおりである。</u> イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価 (ア) （略） (イ) 加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）	<u>(追加)</u> イ 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の交付単価 (ア) （略） (イ) 加算単価1（多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援）	【国交付要綱】改正箇所より抜粋 第6 資源向上支払交付金の算定 2 (1) 地域資源の質的向上を図る共同活動 イ 継続地区の交付単価 b ウのdを5年間以上実施した農用地については、ウのdに掲げる表中の①に0.75を乗じて得た額を交付単価とし、その際の国の助成は、②に0.75を乗じて得た額とする。 ウ 加算単価環境負荷低減の取組への支援 事業計画に定める活動期間中に、次の(a)から(e)までのいずれかに該当する活動を行い、取組ごとに2年目以降の取組面積が初年度の取組面積を下回らず、終了年度の取組面積が初年度の取組面積を上回る場合に加算できる交付単価は、次に掲げる表中の①の欄に定めるとおりとする。このうち、国の助成は、同表中の②の欄に定めるとおりとする。 (a) 化学肥料及び化学合成農薬の使用を地域の慣行から原則として5割以上低減する取組（以下「5割低減の取組」という。）と長期中干しを組み合わせた取組 (b) 5割低減の取組と冬期湛水を組み合わせた取組 (c) 5割低減の取組と夏期湛水を組み合わせた取組 (d) 5割低減の取組と中干し延期を組み合わせた取組 (e) 5割低減の取組と江の設置等を組み合わせた取組 ※面積の考え方については国実施要領別記1-1を参照

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案					現行					備考欄（国実施要綱等）
	適用	地目	国の <u>資源向上支払交付金</u> （ <u>地域資源の質的向上を図る共同活動</u> ）の10アール当たりの交付単価	国の <u>資源向上支払交付金</u> （ <u>地域資源の質的向上を図る共同活動</u> ）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた10アール当たりの交付単価		適用	地目	国の <u>農地維持支払交付金</u> の10アール当たりの交付単価	国の <u>農地維持支払交付金</u> と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた <u>交付金</u> の10アール当たりの交付単価	→資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）が正のため修正
	加算単価	田	200 円	400 円		加算単価	田	200 円	400 円	
		畑	120 円	240 円			畑	120 円	240 円	
		草地	20 円	40 円			草地	20 円	40 円	
(ウ) 加算単価2（水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援）					(ウ) 加算単価2（水田の雨水貯留機能の強化を推進する活動への支援）					
適用	地目	国の <u>資源向上支払交付金</u> （ <u>地域資源の質的向上を図る共同活動</u> ）の10アール当たりの交付単価	国の <u>資源向上支払交付金</u> （ <u>地域資源の質的向上を図る共同活動</u> ）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた10アール当たりの交付単価	適用	地目	国の <u>農地維持支払交付金</u> の10アール当たりの交付単価	国の <u>農地維持支払交付金</u> と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた <u>交付金</u> の10アール当たりの交付単価			
加算単価	田	200 円	400 円	加算単価	田	200 円	400 円			
(エ) 加算単価3（環境負荷低減の取組への支援）					(エ) （追加）					
適用	国の <u>資源向上支払交付金</u> （ <u>地域資源の質的向上を図る共同活動</u> ）の10アール当たりの交付単価		国の <u>資源向上支払交付金</u> （ <u>地域資源の質的向上を図る共同活動</u> ）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた10アール当たりの交付単価							
長期中干し	400 円		800 円							

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案				現行		備考欄（国実施要綱等）		
	<u>冬期湛水</u>	<u>2,000 円</u>	<u>4,000 円</u>			区分	①環境負荷低減の取組の10 アールあたりの交付単価	①のうち国の助成
	<u>夏期湛水</u>	<u>4,000 円</u>	<u>8,000 円</u>			長期中干し	800 円	400 円
	<u>中干し延期</u>	<u>1,500 円</u>	<u>3,000 円</u>			冬期湛水	4,000 円	2,000 円
	<u>江の設置等（作溝実施）</u>	<u>2,000 円</u>	<u>4,000 円</u>			夏期湛水	8,000 円	4,000 円
	<u>江の設置等（作溝未実施）</u>	<u>1,500 円</u>	<u>3,000 円</u>			中干し延期	3,000 円	1,500 円
						江の設置等（作溝実施）	4,000 円	2,000 円
						江の設置等（作溝未実施）	3,000 円	1,500 円
						国交付要綱】改正箇所より抜粋 第6 資源向上支払交付金の算定 2(3)組織の広域化・体制強化 （中略）		
						区分	①1 組織あたりの交付額	②①のうち国の助成
						広域活動組織の設立及び活動支援班の設置	40 万円	20 万円
<u>(オ) 加算単価 4（広域活動組織の設立及び活動支援班の設置）</u>				<u>(オ)（追加）</u>				
	<u>適用</u>	<u>国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）の1 組織あたりの交付単価</u>	<u>国の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた10 アール当たりの交付単価</u>					
	<u>広域活動組織の設立及び活動支援班の設置</u>	<u>20 万円</u>	<u>40 万円</u>					
(3), (4) (略)				(3), (4) (略)				
4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項				4 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項				
(1) (略)				(1) (略)				
				<u>(2)（追加）</u>				

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）																								
(2) 交付単価 ア 基本的考え方 - 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の上限額は下記イに示した「①上限単価」とする。 - また、直営施工を実施しない対象組織の上限額については、「①上限単価」に 5/6 を乗じた、下記イに示した「②上限単価」とする。ただし、令和 6 年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている、本方針 5 に定める要件を満たす対象組織においては、同年度を含む当該活動期間中に限り、「①上限単価」を上限額とする。 <table><tr><td>適用</td><td>地目</td><td>国の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の 10 アール当たりの交付単価</td><td>国の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価</td></tr><tr><td rowspan="3">①上限単価</td><td>田</td><td>2,200 円</td><td>4,400 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>1,000 円</td><td>2,000 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>200 円</td><td>400 円</td></tr><tr><td rowspan="3">②上限単価 （直営施工を実施しない対象組織）</td><td>田</td><td>1,833 円</td><td>3,666 円</td></tr><tr><td>畑</td><td>833 円</td><td>1,666 円</td></tr><tr><td>草地</td><td>166 円</td><td>333 円</td></tr></table> (3) 交付金の算定の対象とする農用地 次の要件に該当する農用地とする。	適用	地目	国の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の 10 アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価	①上限単価	田	2,200 円	4,400 円	畑	1,000 円	2,000 円	草地	200 円	400 円	②上限単価 （直営施工を実施しない対象組織）	田	1,833 円	3,666 円	畑	833 円	1,666 円	草地	166 円	333 円		【国交付要綱】改正箇所より抜粋（下線） 第 6 資源向上支払交付金の算定 (2)イ 施設の長寿命化のための活動に対する交付金の上限額は、同表中の①の交付単価の欄に定める単価（直営施工を実施しない対象組織にあつては、当該単価に 5／6 を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た金額に相当する金額の合計とする。ただし、令和 6 年度に資源向上活動（長寿命化）を行っている場合に、同年度を含む当該活動期間中に限り、対象組織への資源向上活動（長寿命化）に対する交付金の上限額は、事業計画に位置付けられている対象農用地について、次に掲げる表中の地目及び区分ごとの①の交付単価の欄に定める単価（別紙 5 の第 3 に定める要件を満たさず、かつ直営施工を実施しない活動組織にあつては、当該単価に 5／6 を乗じて得た額）をそれぞれ該当する対象農用地の面積に乘じて得た金額に相当する金額の合計とする。（以下略） ※長寿命化の上限単価も記載するよう国から指示あり
適用	地目	国の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の 10 アール当たりの交付単価	国の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）と一体的に地方公共団体が交付する交付金を加えた交付金の 10 アール当たりの交付単価																							
①上限単価	田	2,200 円	4,400 円																							
	畑	1,000 円	2,000 円																							
	草地	200 円	400 円																							
②上限単価 （直営施工を実施しない対象組織）	田	1,833 円	3,666 円																							
	畑	833 円	1,666 円																							
	草地	166 円	333 円																							

多面的機能支払の実施に関する基本方針（鹿児島県）一部改正新旧対照表

改正案	現行	備考欄（国実施要綱等）
① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地 ② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な活動が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等 <u>（4）</u> その他必要な事項 施設の長寿命化のための活動期間は、原則3年間以上とする。ただし、機能診断を実施した結果、3年間未満の施工であっても施設の長寿命化の目的を達成することが確認される場合、事業計画の変更の認定を受ければ、3年間未満の活動期間とすることができる。	① 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第3条第1号に規定する農用地であって、同法第8条第2項第1号に規定する農用地区域内に存する農用地 ② 農業生産の継続性及び多面的機能の維持の観点から、上記①の農用地と一体的な活動が必要と認められる農振白地及び市街化区域内の農用地等 <u>（3）</u> その他必要な事項 施設の長寿命化のための活動期間は、原則3年間以上とする。ただし、機能診断を実施した結果、3年間未満の施工であっても施設の長寿命化の目的を達成することが確認される場合、事業計画の変更の認定を受ければ、3年間未満の活動期間とすることができる。	